

【職員の福利厚生のための昼食販売行為について】

●標準的な行政財産使用料（6㎡まで）

1日 40円

3月までの年間使用料（平日毎日） 6,240円

3月までの年間使用料（週1使用） 1,360円

※年間使用料は令和6年8月6日～令和7年3月31日までの期間で計算

※6㎡を超える場合、超過面積1㎡あたり 1日6.6円の追加徴収をします。

※期間中の使用料が100円未満となった場合は、100円を徴収します。

【計算条件】

・申請、許可及び収納の効率化から、昼食等の販売の場合は次の条件で算定しました。

- ① 使用面積が6㎡以下の場合、6㎡までの簡易使用許可として、1時間あたり20円の使用料で計算します。
- ② 使用時間は2時間で設定します。
（12時～13時まで販売。販売準備、片付けにそれぞれ30分と設定）
- ③ ①、②から20円×2時間で1日あたりの使用料は40円となります。

＜参考：次年度以降の年間使用料＞

- ・次年度以降の年間使用料（平日使用）
9,800円（事務効率化から、一律平日数を245日で計算）
- ・次年度以降の年間使用料（週1使用）
2,080円（業務効率化から、一律週数を52週で計算）